

○国土交通省告示第三百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道226号改築工事（平川道路・鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市同町字瀧ノ下地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県鹿児島市平川町字高落、字砂取、字打越、字中尾、字前原、字海ノ上、字黒岩、字港ノ上、字南田、字大畦町、字鬼ヶ藪、字大崎、字柵木畑、字峠ノ下及び字瀧ノ下地内
- 2 使用の部分 鹿児島県鹿児島市平川町字高落、字砂取、字打越、字海ノ上、字黒岩、字港ノ上、字南田、字大畦町、字鬼ヶ藪、字大崎、字柵木畑、字峠ノ下及び字瀧ノ下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県鹿児島市平川町字高落地内から同市平川町字瀧ノ下地内までの延長2.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道226号改築工事（平川道路）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道226号（以下「本路線」という。）は、南さつま市を起点とし、枕崎市、南九州市及び指宿市を經由して鹿児島市に至る延長約157kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する南さつま市、枕崎市、南九州市及び指宿市（以下「南薩地域」という。）は、薩摩半島の南部に位置し、自然公園、温泉等の観光資源を有しており、本路線は南薩地域と鹿児島市とを結ぶ路線として、観光等を始めとする地域産業の経済活動における重要な役割を果たすとともに、沿線における地域住民の生活道路としても重要な役割を担っている。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、観光等に伴う通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量の多い道路であるにもかかわらず、2車線道路であり、右折車線もほとんど整備されていないことから、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、鹿児島市平川町地内で28,430台／日、混雑度は2.52となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、現道の交通混雑が緩和されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が生活環境等に与える影響について起業者が平成20年2月及び平成21年4月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動、水質汚濁等について環境に関する調査を実施した結果、工事の実施に伴う騒音及び水質汚濁の評価項目について一部環境基準等を超える値が見られるものの、騒音については仮設遮音壁の設置等により、水質汚濁については汚濁防止膜の設置により、それぞれ環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣は確認されておらず、生息環境の大部分は現状のまま維持されることなどから、影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているサツマアオイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン等が確認されているが、生育環境の大部分は現状のまま維持されることなどから、影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化

財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成13年3月23日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、鹿児島市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。